

鹿屋市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 8 年 4 月 1 日

鹿屋市長 郷 原 拓 男

鹿屋市規則第 41 号

令和 8 年 4 月 1 日 決 裁

鹿屋市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則

鹿屋市税に関する文書の様式を定める規則（平成18年鹿屋市規則第76号）の一部を次のように改正する。

別表中「(種別割)」を削る。

別記第3号様式その5を削る。

別記第47号様式から別記第49号様式までを次のように改める。

第 47 号様式その 1

鹿児島県鹿屋市 軽自動車税納税通知書

車 種	
車両番号	
通知書番号	
納 期 限	
納 付 額	円

左記のとおり納期限内に納付してください。

課税の根拠等について

1 課税の根拠

地方税法第443条及び鹿児島市条例第80条の規定により、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車(以下「軽自動車等」という。))に対して、軽自動車税は毎年4月1日現在に所有している方に課税されます。なお、所有者が留置者の対象となった軽自動車等については、買主が納税義務者とされます。

2 不服の申立て

- (1) この通知書に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、鹿児島市長に対して審査請求をすることができます。
- (2) 行政事件訴訟法に基づく処分取消しの訴えは、地方税法の規定により、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、その裁決を踏ないでも提起することができます。なお、処分取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の通知を受けた日から起算して6か月以内(訴権期間内)であっても、決定の日から1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。に鹿児島市を被告として(訴訟において鹿児島市を代表するものは鹿児島市長となります。)提起しなければなりません。

3 納期限までに税金を納めなかった場合の措置

- (1) 納期限までに税金を完納されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間にわたり、年14.6%(百分の四、延滞金特例基準割合+7.3%(上乗14.6%))。ただし、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3%(百分の七、延滞金特例基準割合+1%(上乗7.3%))の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算します。
- (2) 督促状により督促を受けた場合、100円の督促手数料を納めなければなりません。
- (3) 納期限までに税金を完納されないため督促を受け、その督促状を交付した日から起算して18日を経過した日までにこの税金にかかる延滞金を完納しない場合においては、滞納処分を受けることがあります。

4 身体障がい者等の減免

身体障がい者等(等級などの要件があります。))の減免又は、軽自動車等の構造に対する減免を受けようとするときは、納期限までに納税通知書、運転免許証、車検証、障害者手帳(身体障がいによる減免の場合)を持参のうえ、申請を行ってください。

5 申告書の提出

地方税法第463条の19又は鹿児島市条例第87条の軽自動車税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務の規定に基づき、軽自動車等の所有者でなくなった日から30日以内に名義変更等の申告書の提出をしてください。申告されない、翌年度も引き続き課税されますのでご注意ください。事項ごとの問合せ・届出先は次のとおりです。

事 項	契 合 先 ・ 届 出 先
・ 原動機付自転車(125cc以下) ・ 小型特殊自動車(農耕・その他)	鹿児島市税務課(1階⑤番窓口) ☎0994-43-2111 (内線 3143・3116) 各組合支部市民サービス課・各出張所
・ 四輪軽自動車	鹿児島県軽自動車協会 ☎099-261-4811
・ 125cc超250ccまでの二輪 ・ 250ccを超える二輪小型自動車	鹿児島運輸支局 ☎090-5540-2888

納付の際は、ここから切り離して、以下の部分を金融機関、コンビニ等にお出しください。

鹿児島市 軽自動車税 納付済通知書

ID 納税義務者 通知書番号 決定 賦課 科目 課税

納 期 限 納 付 額 手 割 率 延 滞 金 督促手数料

合 計

納税義務者 通知書番号 車両(種類)番号 納 期 限

納 付 額 督促手数料 延 滞 金 合 計

鹿児島市税務課(1階⑤番窓口)

鹿児島市 軽自動車税 納 付 書

納 税 義 務 者 通 知 書 番 号

納 付 額 督促手数料 延 滞 金 合 計 納期限

債権日付印

上記のとおり通知します。
(鹿児島市税務課/メロメロ納税)

鹿児島市 軽自動車税 納税通知書準領収証書

納 税 義 務 者 通 知 書 番 号

納 付 額 督促手数料 延 滞 金 合 計 納期限

債権日付印

上記のとおり通知します。
(鹿児島市税務課/メロメロ納税)

鹿児島市 軽自動車税 納税証明書(総務検査用)

納 税 義 務 者 車 両 (種 類) 番 号 有 効 期 限

上記のとおり証明します。

債権日付印

※納税証明書は、納税義務者が持っているもので、納税義務者がいない場合は、納税義務者として証明できません。

〒890-0001 鹿児島市 鹿児島市税務課(1階⑤番窓口)

お問い合わせ先 鹿児島市税務課(1階⑤番窓口)

お問い合わせ先 鹿児島市税務課(1階⑤番窓口)

お問い合わせ先 鹿児島市税務課(1階⑤番窓口)

お問い合わせ先 鹿児島市税務課(1階⑤番窓口)

お問い合わせ先 鹿児島市税務課(1階⑤番窓口)

第47号様式その2

		鹿屋市 令和 8 年度 軽自動車税 納税通知書 兼口座振替・自動払込通知書	
納 税 義 務 者	住所		
	氏名		
本年度の軽自動車税を本書のとおり通知します。 年 月 日			
鹿屋市長			
通 知 書 番 号	車 両（ 標 識 ） 番 号 車 両 の 種 別	税 額	
			円
			円
			円
			円
			円
合 計			円
納 期 限	振 替 日		
金 融 機 関			
預 金 種 別	口 座 番 号		
口座名義人			
② 万一、このハガキが湿っている場合は、十分に乾かしてから、矢印方向にゆっくりとていねいにはがしてください。 ① ※ご指定された金融機関の口座から振替いたします。 ※車検用の納税証明書は口座振替後に送付いたします。			

第48号様式

(表)

第48号様式

軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書
(原動機付自転車・小型特殊自動車)

年 月 日

鹿屋市長 様

次のとおり申告(報告)及び申請します。

申告の理由		種 別		標 識 番 号	鹿屋市							
		新 規	変 更									
☐ 購入 ☐ 譲受け ☐ 転入 ☐ その他 ()	☐ 所有者 ☐ 使用者 ☐ 住所 ☐ 標識番号 ☐ その他 ()	☐ 第一種 一般原付 (総排気量0.02L又は定格出力0.06kW以下) ☐ 第一種 一般原付 (総排気量0.02Lかつ最高出力4.0kW以下) ☐ 第一種 特定原付 (定格出力0.6kW) ☐ 第二種 乙 (総排気量0.04L又は定格出力0.06kW以下) ☐ 第二種 甲 (総排気量0.02L又は定格出力1.0kW以下) ☐ その他	☐ 農耕作業用 ☐ その他 ()	納税義務発生 年 月 日	年 月 日							
				旧 標 識 番 号								
納税(申告・報告)義務者	所有 者	住 所 又は 所在地	〒 -			所有形態	1. 自己所有 5. その他 ()				2. 所有権留保 3. 商品車 4. リース車	
		(フリガナ)氏 名 又は 名 称	印			主たる定置場 ()内は主たる 定置場所在の 市町村名を記入	1. 左記所有者の住所又は所在地と同じ () 2. ()					
	生年月日	年 月 日	電話番号		車 名	型式及び年式		原動機の型式番号				
						型 年式						
	住 所 又は 所在地	〒 -			車 台 番 号	型式認定番号		総排気量又は定格出力 L kW				
使 用 者	(フリガナ)氏 名 又は 名 称	印			長 さ	幅	最高速度	最高出力				
					cm	cm	km/h	kW				
届 出 者 ※	住 所 又は 所 在 地				販 売 証 明 書	上記 ☐ 原動機付自転車 ☐ 第一種 一般原付 (総排気量0.02L又は定格出力0.06kW以下) ☐ 第一種 一般原付 (総排気量0.02L以下かつ最高出力4.0kW以下) ☐ 第一種 特定原付 (定格出力0.6kW以下) ☐ シンカー ☐ 第二種 乙 (総排気量0.04L又は定格出力0.06kW以下) ☐ 第二種 甲 (総排気量0.02L又は定格出力1.0kW以下) ☐ 小型特殊自動車 ☐ 農耕作業用 ☐ その他 を販売又は譲渡したことを証明します。 年 月 日 住所又は所在地 氏名又は名称 電 話 番 号						
	(フリガナ)氏 名 又は 名 称											
	電話番号											
(居住者外)	住 所											
	世帯主氏名											
	電話番号											

※窓口に来た人が代理人の場合には、届出者欄に必ず記入してください。

受付	確認事項	照合
	☐ 運転免許証 ()	
	☐ マイナンバー ()	
	☐ その他 ()	

(裏)

記載要領

- 1 この申告書は、原動機付自転車又は小型特殊自動車1台ごとに作成すること。
- 2 「申告の理由」及び「種別」の各欄には、該当箇所の□（チェック欄）にレを記入すること。なお、「種別」の欄については、該当箇所の□（チェック欄）のいずれか1つのみにレを記入すること。
- 3 「納税（申告・報告）義務者」の欄には、所有者と使用者が同じである場合は、所有者欄のみを記入すること。
- 4 「納税（申告・報告）義務者」の欄の「住所又は所在地」には、都道府県、市町村名、番地まで記入すること。
また、納税義務者等がビル等に入居している場合又は同居人である場合には、ビル等の名称のほか棟号数、室番号又は〇〇様方のように、郵便物が確実に届くように記入すること。
- 5 「届出者」の欄には、申告に来た者が納税義務者以外の者である場合に記入すること。
- 6 「所有形態」の欄については、該当項目を○で囲むこと。
また、「5. その他」に該当する場合には、（ ）内にその詳細を記入すること。
- 7 「主たる定置場」の欄には、申告の際の主たる定置場が所有者の住所又は所在地と同じである場合については1を○で囲み、それ以外の場合については2の欄にその住所又は所在地を具体的に記入すること。
また、変更の申告の場合については、（ ）内に旧主たる定置場所在の市町村名を記入すること。
- 8 「長さ」、「幅」及び「最高速度」の欄は、特定原付の申告時のみ記入すること。
- 9 「最高出力」の欄は、総排気量0.125L以下かつ最高出力4.0kW以下の一般原付の申告時のみ記入すること。
- 10 「販売・譲渡証明書」の欄には、申告に係る原動機付自転車又は小型特殊自動車を販売又は譲渡をした者が、該当箇所の□（チェック欄）にレを記入し、その者の住所又は所在地、氏名又は名称並びに電話番号を記入すること。なお、証明の年月日については、その販売又は譲渡が行われた日を記入すること。

備考 申告者・報告者にあつては、原動機付自転車のうち、外部電源により供給される電気を動力源とするものであつて、次に掲げる要件の全てに該当するものでなければ、特定小型原動機付自転車に該当しないものであることに留意すること。

- ・ 原動機の定格出力が0.6キロワット以下であること。
- ・ 長さ1.9メートル以下、幅0.6メートル以下であること。
- ・ 最高速度が20キロメートル毎時以下であること。

第49号様式

(表)

第49号様式

軽自動車税廃車申告書兼標識返納書
(原動機付自転車・小型特殊自動車)

年 月 日

鹿屋市長 様

次のとおり申告及び標識の返納をします。

		申告の理由		種 別		標 識 番 号		鹿屋市													
				原動機付自転車	小型特殊自動車																
		☐ 廃棄 ☐ 譲渡 ☐ 転出 ☐ 盗難・紛失 ☐ その他 ()	☐ 第一種 一般用件 総排気量0.12L又は定格出力0.80kW以下 ☐ 第一種 一般用件 総排気量0.12Lかつ最高出力4.00kW以下 ☐ 第一種 特定用件 総排気量0.12L以下 ☐ 第二種 ア 総排気量0.09L又は定格出力0.80kW以下 ☐ 第二種 甲 総排気量0.12L又は定格出力1.00kW以下 ☐ ミニカー	☐ 農耕作業用 ☐ その他 ()																	
納 税 者 (申 告 義 務 者)	住 所 又は所在地	〒 -		主たる定置場		1. 左記所有者の住所又は所在地と同じ															
	(フリガナ)氏名又は名称			車 名		型式及び年式		原動機の型式番号													
	生年月日	年 月 日	電話番号	車 台 番 号		型式認定番号		総排気量又は定格出力 L kW													
	住 所 又は所在地	〒 -		長 さ		幅		最高速度													
	(フリガナ)氏名又は名称			cm		cm		km/h													
	生年月日	年 月 日	電話番号	標識返納の有無		標識返納がない場合、その理由															
			1. 有		イ、盗難 ロ、紛失 ハ、破損 ニ、その他 ()																
			2. 無		【具体的に:																
	届 出 者 ※	住 所 又は所在地			届出年月日		年 月 日	被害年月日	年 月 日												
		(フリガナ)氏名又は名称			届出警察署		警察署		交番・駐在所												
電話番号				受 理 番 号																	
※窓口に来た人が代理人の場合には、届出者欄に必ず記入してください。																					
<table><thead><tr><th>受付</th><th>確認事項</th><th>照合</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>☐ 標識返納 ()</td><td></td></tr><tr><td></td><td>☐ マイナンバー ()</td><td></td></tr><tr><td></td><td>☐ その他 ()</td><td></td></tr></tbody></table>										受付	確認事項	照合		☐ 標識返納 ()			☐ マイナンバー ()			☐ その他 ()	
受付	確認事項	照合																			
	☐ 標識返納 ()																				
	☐ マイナンバー ()																				
	☐ その他 ()																				

(裏)

記載要領

- 1 この申告書は、原動機付自転車又は小型特殊自動車1台ごとに作成すること。
- 2 「申告の理由」及び「種別」の各欄には、該当箇所の□（チェック欄）にレを記入すること。なお、「種別」の欄については、該当箇所の□（チェック欄）のいずれか1つのみにレを記入すること。
- 3 「納税（申告・報告）義務者」の欄には、所有者と使用者が同じである場合は、所有者欄のみを記入すること。
- 4 「納税（申告・報告）義務者」の欄の「住所又は所在地」には、都道府県、市町村名、番地まで記入すること。
また、納税義務者等がビル等に入居している場合又は同居人である場合には、ビル等の名称のほか棟号数、室番号又は〇〇様方のように、郵便物が確実に届くように記入すること。
- 5 「届出者」の欄には、申告に来た者が納税義務者以外の者である場合に記入すること。
- 6 「所有形態」の欄については、該当項目を○で囲むこと。
また、「5. その他」に該当する場合には、（ ）内にその詳細を記入すること。
- 7 「主たる定置場」の欄には、申告の際の主たる定置場が所有者の住所又は所在地と同じである場合については1を○で囲み、それ以外の場合については2の欄にその住所又は所在地を具体的に記入すること。
また、変更の申告の場合については、（ ）内に旧主たる定置場所在の市町村名を記入すること。
- 8 「長さ」、「幅」及び「最高速度」の欄は、特定原付の申告時のみ記入すること。
- 9 「最高出力」の欄は、総排気量0.125L以下かつ最高出力4.0kW以下の一般原付の申告時のみ記入すること。
- 10 「販売・譲渡証明書」の欄には、申告に係る原動機付自転車又は小型特殊自動車を販売又は譲渡をした者が、該当箇所の□（チェック欄）にレを記入し、その者の住所又は所在地、氏名又は名称並びに電話番号を記入すること。なお、証明の年月日については、その販売又は譲渡が行われた日を記入すること。

備考 申告者・報告者にあつては、原動機付自転車のうち、外部電源により供給される電気を動力源とするものであつて、次に掲げる要件の全てに該当するものでなければ、特定小型原動機付自転車に該当しないものであることに留意すること。

- ・ 原動機の定格出力が0.6キロワット以下であること。
- ・ 長さ1.9メートル以下、幅0.6メートル以下であること。
- ・ 最高速度が20キロメートル毎時以下であること。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。